

**入って安心！損害賠償保険
へ加入しましょう**

自転車を利用する方が加害者となる交通事故が多発しています。

自転車を利用する方は「車両運転者」としての責任を自覚し、損害賠償責任保険などへ加入しましょう。

自転車の賠償保険は損害保険会社の賠償責任保険のほか、公益財団法人日本交通管理技術協会のTSマーク制度があります。

TSマーク制度

自転車の点検・整備を行い、安全な自転車であると確認したときに、TSマークを貼るものです。TSマークには、賠償責任保険と傷害保険が付いています。

TSマーク取扱店で自転車を購入したときなどに、点検・整備を受け点検・整備料を払うと、TSマークが貼られます。(有効期間1年)

みんなの迷惑！自転車放置

「少しの時間だから」「みんなも置いているから」といった軽い気持ちで自転車を放置すると、次のようなことが起こります。

①歩道が狭くなり、歩行者の通行の妨げとなります。また、点字ブロックの上自転車に置くと、視覚

に障害のある方の通行の妨げとなります。

②災害時の避難や緊急活動時の障害物となります。

③街並みの景観が損なわれます。



**ルールを守って正しく利用！
自転車駐車場**

自転車などに乗って駅に向かう方は、自転車駐車場を利用しましょう。利用料は、いずれも無料です。

■羽村駅周辺には8か所

※道路交通法に定める原動機付自転車を駐車することができるのは、西口第3駐車場(1か所のみ)です。

■小作駅周辺には4か所

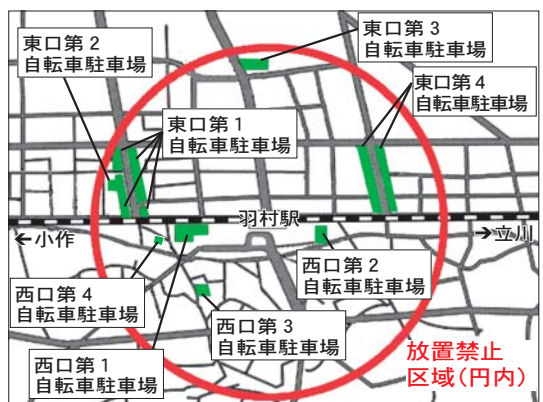
※道路交通法に定める原動機付自転車を駐車することができるのは、東口第1・西口第1・西口第2駐車場(全3か所)です。

※市の条例で、羽村駅・小作駅を中心に半径400m以内の区域を自転車放置禁止区域に指定しています。

▼小作駅周辺の自転車駐車場と放置禁止区域



▼羽村駅周辺の自転車駐車場と放置禁止区域



撤去した自転車は自転車保管所へ移送します

放置禁止区域内に放置された自転車や原動機付自転車は、随時撤去し自転車保管所へ移送します。

撤去した自転車などの引取りには、撤去手数料が必要となります。注意してください。

撤去手数料

- 自転車 2000円
- 原動機付自転車 3000円

自転車保管所 ☎ 579-4815

▼自転車保管所



返還時間

- 月・火・木・金曜日：午前9時～午後4時
- 水曜日：午前9時～午後7時30分
- 土曜日：午前9時～正午
- ※日曜日、祝日、年末年始は業務を行っていません。

平成 28・29 年度の後期高齢者医療 保険料率が改定されました

後期高齢者医療保険料の算定基礎となる保

険料率は、2年間の財政運営期間の医療給付費などに応じて、東京都後期高齢者医療広域連合が2年ごとに定めることとなっています。

平成28年1月の広域連合議会で、平成28・29年度（平成28年4月1日～平成30年3月31日）の保険料率などが決定されました。

医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、増加抑制対策を講じましたが、一定の負担をお願いすることとなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解を

お願いします。

※平成28年度後期高齢者医療保険料の決定通知書は、7月中旬に発送します。

◆ 保険料の軽減

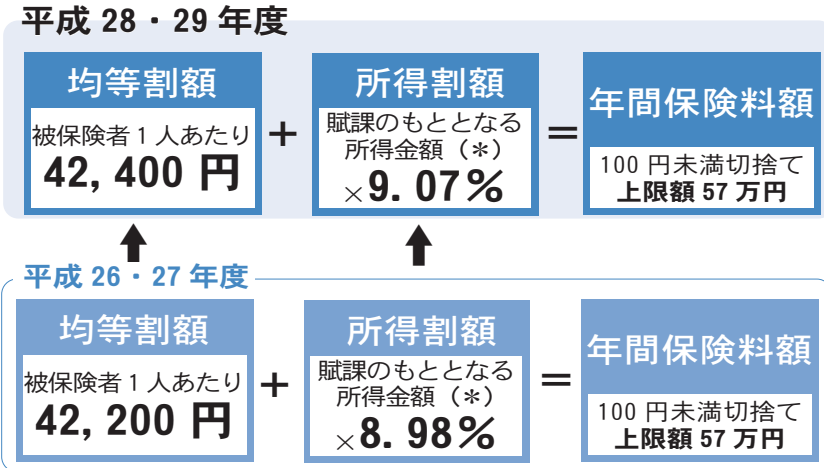
所得に応じた保険料が軽減される場合があります。軽減には確定申告などの所得の申告が必要です。

均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。



(*) 賦課のもととなる所得金額…前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期（短期）譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額 33 万円を控除した額です。ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません。

■ 均等割額の軽減

総所得金額などの合計額が下記に該当する世帯	軽減割合	軽減後の金額
33 万円以下で被保険者全員が 年金収入 80 万円以下（その他の所得がない）	9 割	4,240 円
33 万円以下で 9 割軽減の基準に該当しない	8.5 割	6,360 円
33 万円 + (26.5 万円 × 被保険者の数) 以下	5 割	21,200 円
33 万円 + (48 万円 × 被保険者の数) 以下	2 割	33,920 円

※ 65 歳以上（1 月 1 日時点）の方の公的年金所得は、その所得からさらに高齢者特別控除 15 万円を差し引いた額で判定します。ただし、この 15 万円（高齢者特別控除額）は所得割額の計算では適用されません。

※ 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

■ 所得割額の軽減

	賦課のもととなる所得金額	軽減割合
①	15 万円以下	100%
②	20 万円以下	75%
③	58 万円以下	50%

※①・②は、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

会社の保険など（国保および国保組合は除く）の被扶養者だった方の保険料軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険など（国民健康保険および国民健康保険組合は除く）の被扶養者だった方は、所得割額が 0 円となり、均等割額が 9 割軽減となります。

問合せ

○ 制度について：広域連合お問合せセンター
☎ 0570-0861519（IP 電話・PHS の方は ☎ 03-3222-4496）

※ 土・日曜日、祝日を除く午前 9 時～午後 5 時
○ 個別の相談・個人情報を含むことについて
： 市民課高齢医療・年金係 ☎ 137